平成２３年（フ）第１３８号
千葉県野田市宮崎81番地の４　エクセレントプレイスドリームマークス1206号
債務者　小嶋　和枝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６４号
千葉県流山市駒木117番地４　レオパレス豊四季セブン１―206号室、住民票上の住所千葉県柏市十余二297番地407　中村ハイツ102号
債務者　川崎　隆二
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１７８号
千葉県松戸市西馬橋１丁目24番地の６　サンモールハイツ102号
債務者　真山　啓美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９６号
千葉県柏市東山２丁目４番５号　イーストヒルズ柏107号
債務者　渡山美貴代
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２０号
千葉県松戸市上矢切1357番地
債務者　向後　忠勝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３０号
千葉県柏市篠籠田1397番地20　セブンハイツ202号
債務者　松岡めぐみ
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６号
北九州市小倉南区大字道原264番地
債務者　西岡美代子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８６号
北九州市戸畑区東大谷２丁目10番14号
債務者　杉園　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８７号
北九州市小倉北区三萩野２丁目３番21―401号
債務者　北田　隆子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９１号
北九州市若松区大池町８番11号
債務者　平井　敏彦
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４８号
北九州市若松区白山１丁目５番37号
債務者　上坂　悠介
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５３号
青森県弘前市大字薬師堂字沢田49番地５
債務者　工藤　秀勝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第５９号
青森県南津軽郡藤崎町大字福島字宮元109番地２
債務者　長濱智恵子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第５５号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台28番403号
債務者　神谷ノブ子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２０号
沖縄県那覇市首里末吉町４丁目２番地17
債務者　島袋　剛誌
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４９９８号
東京都足立区梅田７丁目28―11―203
債務者　塚越　孝一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５００２号
東京都足立区江北７丁目13―15―401
債務者　石井　直也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時　東京地方裁判所民事第20部